

令和3年度 環境局事業要約

1 環境保全事業

本市では環境の保全と創造についての基本理念や施策の基本を定めた「[大阪市環境基本条例](#)」を施行し、行政はもとより市民や企業の方々との積極的な連携のもとに、誰もが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境の実現をめざしている。

そのため、「[大阪市環境基本計画](#)」に基づき、都市環境汚染対策や地球環境保全対策の推進、環境影響評価の実施、環境教育・学習の推進など幅広い施策に取り組んでいる。

2 ごみ処理事業

当局では、市全域から排出される[一般廃棄物の処理計画](#)をたて、この計画に基づき、家庭から排出される普通ごみ・粗大ごみ等の処理、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の処分、並びに道路清掃等の事業を実施している。また、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品の資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集、古紙・衣類の分別収集を実施している。

令和3年度のごみ総量は、令和2年度に比べて約 0.2% (1,499t) 増加し、917,173 t であった。この内訳をみると、家庭系ごみ 404,687t (44.1%)、環境系ごみ 4,863t (0.6%)、事業系ごみ 507,623t (55.3%) となっている。

一方、処理処分状況は、総処理量の約 93.4% に当たる 856,493t を 7 焼却工場で焼却処理している。(うち住之江工場については平成 28 年 3 月末に更新のため休止。) これは、令和2年度に比べ約 0.2% (1,738t) の増量となっている。

なお、破碎処理後に金属の回収を行っているが、令和3年度の回収量は 1,648t である。また、資源ごみ収集等により 60,680t を資源化している。

3 し尿処理事業

一般家庭より排出されるし尿の収集量は、下水道の整備に伴う水洗便所の普及により減少の一途をたどっているが、イベント等での仮設トイレの利用もあり、令和3年度のし尿の収集量は、ピーク時(昭和 30 年代半ば)の約 0.15% にあたる 2,985kl となっている。

収集した、し尿は全量を消化槽投入により処分している。

4 犬・猫等の死体処理事業

道路上等でへい死していた犬・猫等及び家庭で飼育されていた犬・猫等の死体は、市民からの連絡により各環境事業センターが収集している。[飼育されていたものは有料(令和3年度 6,038 件)]

収集した犬・猫等の死体は、木津川事務所に搬入し焼却処理を行ってきたが、平成 26 年 3 月末に木津川事務所を閉鎖したことから、平成 26 年 4 月からは民間処理施設に委託し、焼却処理している。

また、木津川事務所の閉鎖に伴い平成 26 年 4 月からは、抱衣汚物及び事業活動に伴い排出される犬・猫等の死体等の収集・処理は民間へ移行している。

5 火葬事業

瓜破斎場など 5 カ所の斎場で市内の火葬の大部分が執行されており、令和3年度の火葬取扱件数は、37,183 件で令和2年度より 706 件の増となっている。

また、各斎場に併設している式場及び葬祭場の使用件数は 4,143 件で令和2年度より 489 件の減となっている。